

## 令和元年第11回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和元年11月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和元年11月8日(金) 午後4時5分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 1人

12番 野瀬 秀子

5 出席した農地利用最適化推進委員

4人

難波 末雄

林 斉

浅野 信之

小西 安彦

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主任 平田 直美

7 議事録署名委員

7番委員

8番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第47号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第48号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について

報告第39号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第40号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦労様です。

11月に入り、朝晩、涼しいよりも寒くなっております。

日中は、ご存知のとおり暖かくなっておりますが、体には十分に留意していただきたいと思っております。

この前、県の農業会議に行きまして、農業委員等の綱紀粛正についてということで、今年になって4人が逮捕され新聞を賑わせております。

令和元年10月17日には、奈良県で農地転用のために虚偽の申請を行った。農地法の違反の疑いで逮捕されました。さらに、同月23日に大分県でも農業委員会会長が農地転用をめぐる現金を受取り収賄の疑いで逮捕されました。

農地制度の公正、公平に運用すべき農業委員会の会長が、農地法違反の容疑で逮捕されたことは、極めて遺憾であり、あってはならないことでありますので、総会におきましても、農地の確認におきましても、様々なことを勉強して慎重審議していただきたいと思っております。

どうかよろしく願いをいたします。農地転用については、難しいところもあろうかと思いますが、皆様方と一緒に、適正、的確な判断をしていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より令和元年第11回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、そして農地利用最適化推進委員の方は4人出席をしていただいております。欠席者は、12番委員であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

## 【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。

## 【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

## 【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

最初に審議の進め方について説明をさせていただきます。

まず、議案第45号から議案第47号、報告第39号から報告第41号について、農地担当の秋山委員で審議をお願いいたします。その後、議案第48号について、農政担当の高谷委員から審議をお願いいたします。

それでは、農地担当の秋山委員お願いをいたします。

## 【議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、審議に入らせていただきます。

議案第45号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号48番】

(農地担当)

最初に審議の順番を変更いたします。

4ページの48番、宿の件であります。受け人であり株式会社●●●●さんが、新規法人ですので、この総会へ出席をしていただくようにしております。そのため、この48番を最初に審議いたします。

この審議の進め方については、地元委員さんから当該農地の現況、耕作状況について説明をいただきます。なお、地元委員としての許可に関する意見については、後の審議のなかで説明をいただくことといたしますので、よろしく願いをいたします。その後、事務局からの補足説明をいただきまして、申請人に入室をしていただきます。

まず、私から、基本的なことを質問いたします。それを受けまして、委員の方々から質問をいただければと思います。

質疑が終わった後、申請人は退出していただいて、通常の審議に入ります。

このような流れで進行しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、48番、宿の関係につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

渡し人の方は、現在、施設に入られています。

ご自宅も申請地の南側にあったのですが、これを処分しております。

農地では、桃を栽培されておられまして、現在は、何も作付けされておられません。草刈りを年に1回されております。現状では、草刈がされていない状況であります。

以上です。

(農地担当)

事務局より、補足説明をお願いいたします。

(主査)

今回、申請人であり株式会社●●●●は、岡山市にあります。総社市では、耕作地はありません。よって、本総会への出席をお願いいたしております。



今の説明ですと、農業者資格等の要件を満たすことと事業継承を含めまして、法人を立ち上げられたと、営農者としての資格を満たすために農業法人を立ち上げられたということですか。

(申請人)

はい。

(農地担当)

現状、岡山市での営農、資料によりますと1ヘクタールほど耕作面積があるのですが、その実際の耕作及び販売について、教えていただければと思います。

(申請人)

届出をしているのは、1ヘクタールであります。近所の方に頼まれて、もう少しやっております。今年、農業生産法人を立ち上げましたので、これから小作関係の契約をしていくところがあります。実質的には、2町ぐらい農業をやっています。

作付けは、にこまる米を主に栽培しております。それともち米を作っております。古代米の赤米を作っております。また、販売は、基本的には、●●●●という●●●●がありますが、れんげなどを使いまして、化学肥料を少なくした栽培方法をやっております。除草剤等を少し控えた、低農薬とはいかないのですが、安全なかたちの生産者の顔が見えるということで、私の教室、0才から来られていますので、お母さん方を対象に250袋ぐらいですから、125俵ぐらいは売っております。残ったものに関しましては、近くの米屋さんへ卸しております。

以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。

今回、宿の農地を取得することになった経緯について、教えていただければと思います。

(申請人)

私は、●●●に●●という山がありますが、その●●を守る会で山掃除をしているような会があります。その会の会長をしております。その中のメンバーに不動産をしているメンバーがいて、総社に良い土地があるから、購入したらどうかという話がありまして、それこそ広げていこうと思っていたところでありましたので、時間的にも20分か25分ぐらいで、そこへ来ることが出来ます。農機具などはトラックへ積み運ばすので、お米ならば作れますので、そのように思っているところでもあります。

(農地担当)

宿の農地につきましても、水稻を考えられているということですか。

(申請人)

はい。

(農地担当)

通作が20分程度ということですが、稲ということでの水管理、草管理、近隣の溝掃除等あると思うのですが、それへの参加はいかがでしょうか。

(申請人)

要請があれば、出て行ってやりたいと思います。

(農地担当)

分かりました。

私からの質問は以上であります。

委員の方からの質問をお願いしたいと思います。

挙手をして、お願いをいたします。

(1 1 番委員)

申請地は、今まで桃の作付けをされていたということで、水田としての機能があるのかなと思います。

(1 4 番委員)

大丈夫です。

隣に水路があって、稲作ができる状況の田であります。

(1 1 番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(4 番委員)

●●では、どのようなこと教えていたのですか。

(申請人)

●●●●●●●●●●といいまして、持続可能な未来を目指すということで、農業関係、環境問題についての研究をしながら、実戦をやっていくということをやっていました。具体的には、子供たちの自然体験教室、農業体験であるとか、遊びをしたり、川で魚を獲ってその分類をしたり、川の調査を試みたり、そのようなことをしている会社です。

(4 番委員)

●●●●で従事される方は、どのような方がされるのですか。

(申請人)

私がします。

(4 番委員)

1 人だけですか。

(申請人)

収入があればスタッフが雇えるのですが、●●●●●●●●●●で使っていたトラクター、コンバインとかを買い受けましたので、借金がある状況です。スタッフが雇えないので、私がコツコツと妻の力を借りながら、時々、●●●●の若い子に手伝ってもらいながらという状況です。

当分、私は給料がない状態です。



(4番委員)

2ヘクタールですか、耕作されているのが1人で耕作をされて。

(申請人)

基本的には、1人で耕作をしています。田植えの時期、稲刈りの時期、後は見て回ったり、葉を入れたり、ジャンボタニシの被害がありますので、その手配をするぐらいです。季節、季節で人間がいる状況です。稲作ならできらうということをやっています。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(2番委員)

お聞きしているなかで、2町ほどされているのですが、申請地の田が1反の田んぼです。1反の田に●●●から通うということになるのですが、大変だと思うのですが、申請地の近辺に田んぼがあれば、購入しようという考えはあるのですか。

(申請人)

良い話があれば、購入して増やしていければと思っております。

(2番委員)

この田は、どのような水路になっているのか分からないのですが、よその人は、田植えの時期に水を入れるのに堰をしたままになって、そのようなことではなくて、頻繁に見回りされると大変だと思うのですが、やられるということですね。

(申請人)

20分ほどで来られますので、毎日では来られませんが、1週間に1回とか、1週間に2回とかは見に来られるだろうと思っております。

(農地担当)

他にありませんか。

(14番委員)

この土地は、私の家から100メートルぐらいしか離れていない土地なので、20分ぐらいで、トラクターとかをトラックに乗っけて、農業をされるということなんですが、永続的にされるのかということが、地元の間人としては心配であります。その点について教えていただければと思います。

(申請人)

やっていくつもりであります。

この先どうなるとか、やっていて、あまりにも不具合が多かったりしたときもありますし、今の気持ちは、やっていくつもりであります。

(14番委員)

地元の溝掃除とかの仕事もあるのですが、地元の責任者の方と連絡を取って、要請はされないと  
思うのですが、連絡されなければ、どなたがこの田んぼを管理されるかが、地元の間人としては分  
からないと思いますから、それも踏まえて、地元での活動にも参加していただき対応していただき  
たいと思います。

(申請人)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

なければ、私から。

(3番委員)

●●●●の話もあったのですが、●●●●とは連結法人のような形になるのですか。

(申請人)

別法人です。

(3番委員)

●●●●さんの会社の設立が、2月15日ということで、事業年度が●月●月と伺っているの  
ですが、決算資料がどのようなになっているのかなど。

(申請人)

決算資料がありますので、送らせていただきます。

2月に設立いたしましたので、3月が決算でしたので、その内容でよければ、送らせていただき  
ます。

(3番委員)

もう一点、14番委員からの質問にも関連するのですが、地域の農地を借りるのではなく、取得  
するということですので、永続的な営農を重視しなければならないと思うのですが、今回、農業法  
人ということですので、最初の説明時に10年程度との話をされていましたが、その後の事業継承  
等を考えておられるのかをお聞かせいただければと思います。

(申請人)

考えております。

そのためにも農業生産法人を立ち上げましたので、スタッフも一緒に手伝ってもらっている人が  
いますので、その子へ譲りましてやっていきたいと思っております。

(3番委員)

ありがとうございます。

(4番委員)

●●●●の役員は、何人ですか。

(申請人)

私、1人です。

借金が沢山ありますから、役員報酬を払える状況ではありませんから、私自身も役員報酬を取るまで至っておりませんし、しばらくやっていたらなと思っております。

(4番委員)

来年からは、●●関係は非常勤ということで、時間は余裕があるということですか。

(申請人)

来年度からは、週1回になりますので、時間的には取れるのかなと思っております。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

事務局から、何かあればお願いをいたします。

(次長)

許可になれば、農地所有適格法人が権利を有することになります。

農地所有適格法人は、農地法第6条の規定により事業年度終了後、3ヶ月以内に事業の状況等の報告を農業委員会にしなければなりません。

よろしくお願いをいたします。

(申請人)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ、●●●●さんへは、退室をしていただき通常審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、●●●●さん、この後、審議に入らせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

~~~~~ 申請人退室 ~~~~~

(農地担当)

それでは、審議に入らせていただきます。

宿の案件であります、改めまして地元委員としての意見をお願いいたします。

(1 4 番委員)

●●●●は活動もされており、先般、新聞にも載っていました。

会社から12, 13キロ程度離れているのですが、トラックに積んでこられて、農作業をされるということですが、将来的にも永続的に耕作をしていただければと思います。

地元としては、何も言うことはないということでもあります。

以上です。

(2 番委員)

1人で、1週間、2週間に1回、水稻の水管理というのは大変なのです。近所の農家の方へ十分に話し合いをしてもらわなければ、周りが困るのではないかと感じがするのですが。

(1 4 番委員)

距離としては、100メートルぐらいしか離れていないのですが、私たちの水管理の水系と違った水系になるんです。したがって、そっちの人へは、お話をしておこうと思います。

(2 番委員)

1人だと作業員がいないので、1人ですとすれば、その辺がルーズになるのかなと心配をしています。

(1 4 番委員)

水を入れ始めたら、堰き止めるぐらいは、1日に2回ぐらいは来てもらわないと、すぐ横にコンクリートの水路がありますから、その水路から水がすぐ入る状況になっているので、問題ないと思います。

(2 番委員)

周りが苦勞すると思うので、事前によく話し合いをするのが良いのかなと。

(1 4 番委員)

そのようなことで、私もお話をさせていただいたのですが。

私の水系であれば、私で話ができるのですが。

(4 番委員)

農地法の規定で、株式会社が農地を所有するにあたっては、規制があったと思うのですが、大分緩和されたという記憶があるのですが、今回のケースで、株式会社が農地を所有することになるのですが、規制との関係はどのようになっていますか。

(主査)

農地所有適格法人としての要件はあります。

農地所有適格法人が株式会社の場合は、株式の譲渡制限があることが必要であります。

(4 番委員)

役員で農業に従事する日数が、年間に何日かあったように思うのですが、今はないのですか。

役員が1人だったので、今回は問題ありませんか。

(主査)

役員の要件はあります。

(4番委員)

今回の場合は、関係ないのですか。

(主査)

以前は、構成員要件、議決権の割合が、4分の3以上が農業関係者でありましたが、現在は、過半になっております。

次に、役員の農業への従事条件であります。現在は、役員の過半が年間150日以上、常時従事していなければなりません。また、その従事者のうち1人以上が、年間60日以上農作業に従事しているか、重要な使用人が農業へ従事しなければなりません。

現在は、そのようになっています。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(林齊委員)

岡山市へ1ヘクタールということを知り、この1ヘクタール部分は、岡山市の部分なのですか。

(主査)

はい。

(林齊委員)

岡山市の部分が、このような形で載っていましたか。

総社市の取得面積部分で、岡山市は岡山市部分で、岡山市からこれだけ貰ったよというようなデータを報告していただくようなことで、以前はあったと思うのですが。

議案の耕作面積が、総社市へこれだけ持っているのかなと思いますよね。

(主査)

今後、そのような内容が分かるような記入をしたいと思います。

今回は、岡山市の面積を記載しております。耕作面積の証明書も添付されており、確認をしております。

(林齊委員)

総社で農地を取得するのに、1ヘクタールも農地があるのかなと話を聞いていたら、岡山市だということなので、前はそのような書き方をしていなかったように思うので、言わせてもらいました。

(農地担当)

他にありませんか。

なければ、私から質問をさせていただきます。

(3番委員)

申請地の水利は、池になるのですか。

(14番委員)

池になります。

(3番委員)

時期的にも決まってくるようになりますか。

(14番委員)

そうなります。

6月9日ぐらいから9月15日ぐらいです。

(3番委員)

分かりました。

(農地担当)

他に質問はありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をいたします。

48番、宿の件、これを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、48番は許可されました。

#### 【受付番号34番】

(農地担当)

続きまして、34番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

申請地につきましては、以前から受けの方が耕作をされておりました。

この度、申請地を譲り受けるということになったものであります。

受け人は、機械等も所有しており周辺農地にとの関係においても支障はありませんので、よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

梶谷委員へも調査をしていただいておりますので、お願いをいたします。

(11番委員)

申請者の土地が長良にもありますが、その土地は水稻ではなく、大豆を作付けしてありました。

本人へも話をしたのですが、今回、購入しようとする農地は、自宅のすぐ隣になり何ら問題はないと思います。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、34番は許可されました。

#### 【受付番号35番】

(農地担当)

続きまして、35番、真壁、三須、西郡の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

この案件であります、申請地が複数のエリアに分かれております。

代表しまして、私から報告をさせていただきます。

それぞれ水田作の農地でありまして、渡し人の要望により取得に至ったものであります。

水稻作がされておりまして、従前から受け人が小作をしている農地でありますので、別段問題ないと考えております。

(農地担当)

所在地農地につきまして、6番委員に調査をしていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

(6番委員)

申請人は、かなり手広くされている方です。

若干、農地の管理についてはあるのですが、全体としては問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

続きまして、難波推進委員よろしく願いいたします。

(難波委員)

申請人も数少ない担い手ということで、今後、期待したいと思っております。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、何かありましたらお願いをいたします。

(4番委員)

35番と36番の受け人が異なるのは、どのような理由があるのですか。

個人と法人なのですが。

(主査)

35番については、個人の申請で、36番と37番は法人の申請であったということです。

(4番委員)

理由は聞いていますか。

(主査)

そこまでは、聞いておりません。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、35番は許可されました。

#### 【受付番号36番, 37番】

(農地担当)

続きまして、36番, 37は関連する案件でありますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

この案件は、農地所有適格法人であります●●●●●●●●●●としての申請であります。

これらにつきましても、従来より小作をしている農地を渡し人からの要望により、取得しようと





異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号38番】

(農地担当)

続きまして、38番、真壁の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

この申請地は、渡し人の方が相続をされた土地であります。

渡し人が距離もあることから、管理できないということで、今回の申請になりました。

受け人ですが、今年は体の調子が悪く作付けはされていません。現在は、元気になられて、来年から、頑張って作付けをするという話を聞いています。機械等も揃っており問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

備考欄へありますが、所在地的にもほぼ市街化であります。

おそらく、宅地並みの課税がされているのかなと思います。

それでは、採決いたしますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、採決をいたします。

38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、38番は許可されました。

【受付番号39番】

(農地担当)

続きまして、39番、北溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

申請地の土地は、渡し人の方が田は持っているのですが、身内の方が管理をされていました。現在は何も植えてなく、草刈り等ができています。ただ、身内の方が高齢で管理ができないということでありました。申請地は、受け人の東側の田、南前の田、それを挟んであるのですが、3枚が休耕田で、その3枚のうち真ん中が荒れています。

地元の方にも聞いてみたのですが、受け人の方が耕作しなければ、この周りは草だらけになるということで、地元の方も申請人が買うなら、もっともなことだとの意見がありました。今回の申請人が購入されて耕作するのが一番だと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

39番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、39番は許可されました。

#### 【受付番号40番】

(農地担当)

続きまして、40番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員)

申請地の現状なのですが、ほ場整備をされた土地であります。

今回、受け人が申請した土地と残りを営農組合が管理しております。両方とも水稻の作付けをしております。渡し人と受け人は兄弟になります。なぜ、このような申請になるのか話をしたのですが、弟の農地を管理する者がいないということで、今回の申請になったものであります。

申請書の内容について確認をしました。記載事項に間違いはなく、チェックシートの項目にも問題ありませんでした。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(2番委員)

譲渡にはお金はかからないのですか。

(農地担当)

税金ですか。

(2番委員)

はい。

(次長)

贈与ということになれば、発生する場合があります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

40番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、40番は許可されました。

#### 【受付番号41番】

(農地担当)

続きまして、41番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この案件につきましては、請け人と渡し人は親族関係になります。

現在、受け人の方が耕作をされております。

渡し人の方は、久代に宅地、農地がありますが、県外に住まわれているということで、土地を処分しているところであります。

また、受け人の方につきましては、農業もきちんとされており問題ありません。

以上であります。

(農地担当)

地元推進委員であります、浅野推進委員から補足がありましたら、お願いをいたします。

(浅野委員)

受け人につきまして、何ら問題ありませんので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

4 1 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、4 1 番は許可されました。

#### 【受付番号4 2 番】

(農地担当)

続きまして、4 2 番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7 番委員)

譲り受け人は高齢ですが、息子さんが農業をされておりまして後継者もいます。機械等も所有されており、近隣農地への影響についても現状と同じ作物をされるということで、影響はないものと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

4 2 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、4 2 番は許可されました。

#### 【受付番号4 3 番】

(農地担当)

続きまして、43番、秦の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

なお、受け人の方が市外の方ですが、地元農業委員へ確認をしたところ、長年にわたり秦地区で農業をしていることが確認できるため、本総会へ呼ばなくてよいという回答をいただいております。

事務局から、お願いをいたします。

(主査)

12番委員が欠席されていますので、報告を受けていることにつきまして、報告をさせていただきます。

受け人ですが、20年近く秦地区で農業をされている方であります。今回の申請地につきましても、受け人が耕作をされている土地であります。申請書の内容についても調査したところ、問題ないという報告を受けております。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、43番は許可されました。

#### 【受付番号44番】

(農地担当)

続きまして、44番、南溝手、北溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

この案件につきましては、先般、林委員が確認をしていただいて、私も受け人の方から、土地の話があって、息子に相談をしたら、息子が農業を継続するから、購入することを決めたという話は聞いておりました。ただ、この土地につきましては、南溝手の土地が、長い間、荒地地になっており柿木が生えたりして、実がなるような状態でありました。

南溝手の土地は、水稻を作付けしております。

(農地担当)

地元推進委員であります、林委員から補足がありましたら、お願いをいたします。

(林齊委員)

渡し人の年齢について確認をしたいのですが、議案へは●●歳となっているのですが、渡し人へ確認をしたところ、●●歳ということで、本人から確認をしております。

申請地の状況なのですが、南溝手の土地は、11番委員の報告のとおり荒地であります。

この土地については、取水口も排水口もありません。

また、双方から聞き取りをいたしましたので、報告をさせていただきます。

受け人の方は、以前、他の農地を処分したときに、代替地としてこの2筆を取得されました。当時、水田をされていましたが、渡し人の方が、農業をしたいということから、40数年前に賃借権の設定をされました。その後、水路改修等があったのだらうと思います。その段階で荒地になって耕作しなくなったと聞いております。今回、渡し人が農地を処分したいということで、渡し人へ相談をして、1筆は無償で、1筆を有償でということで、処分するということで了解をしたものであります。渡し人へも調査をしましたが、1筆は水田を作付けしていますので、引き続きします。残りについては、水も入らないので、地上げをして野菜か果樹をしたいということを考えているということであります。受け人は、距離も近く機械等も所有していますので、農地法第3条の要件には該当をいたします。

以上であります。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

事務局から、議案の訂正があります。

(主査)

渡し人の名前が間違っておりました。

渡し人の名前を●●●●から●●●●へ訂正をお願いいたします。

年齢等の訂正はありません。

申し訳ありませんでした。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、44番は許可されました。

【受付番号45番, 46番】

(農地担当)

続きまして、45番、46番の件であります。受け人が同一人であるので、一括審議とさせていただきます。

それでは、45番、46番、見延の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員)

この2件の案件につきましては、申請地は小規模な面積であります。また、渡し人が他部落のため耕作が困難ということでもあります。次に、受け人ですが、年齢も若く今後も水稻などを作付けする予定でありますので、問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

45番、46番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号47番】

(農地担当)

続きまして、47番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、譲り受け人の家のすぐ隣になります。

現在、申請地は、果樹が植えられている状態です。

譲り受け人は、現在、1町以上されており、機械も所有されております。今後も、今の状態で耕作をされるということでもあります。

地元としては、問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。



(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、47番は許可されました。

以上で、議案第45号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第46号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

#### **【受付番号46番】**

(農地担当)

それでは、6ページ、46番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

11月5日に、私と2番委員、犬飼推進委員、伊丹推進委員と事務局で調査をいたしました。

46番につきましては、東側が宅地、西側が田と宅地、南側が水路及び道路、北側が道路及び宅地ということで、現地は、耕運された田でありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

この件につきましては、11月27日に、林推進委員が現地を確認していただいて、その後、私

も確認をいたしました。

申請地は、東が宅地、西が宅地と管理水田、南側が広めの水路があって、その南側が4メートル未満の市道、北側が進入路の面は市道、住宅部分の北は宅地ということになっています。用水につきましては、長年、休耕していた状態で取水口はありません。入口から入って細長い水田だったので、西北の宅地状態のところで用水が消滅した状態です。排水につきましては、南側水路、日照、通風につきましては、水路と道ということで問題ありません。土砂の流出につきましては、コンクリート及びブロックを設置するので問題ありません。

総合判断といたしまして、北側の市道に面した最後の区画なので、地元としては問題ありません。よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、林推進委員からお願いいたします。

(林齊委員)

11番委員の報告のとおりで、補足説明はありません。

よろしく審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号47番】

(農地担当)

続きまして、47番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

東が田、西が細い道路、南が宅地、北側が道路ということで、この北側の道路と同じ高さまで地上げがされた状況でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、10月24日に浅野推進委員と一緒に現地を確認しました。

宅地の拡張ということで、現地の状況は、現地調査の説明のとおりであります。東が田、西が通路を隔てて宅地、南が宅地、北が道路ということで、営農状況についてですが、既に埋められておまして、用水、排水、日照、土砂の流出等問題はありません。

総合判断といたしましても問題ありません。

この家は、空き家になっております。将来、ここへ住む予定がないということから、売却をしたいという意向であります。

よろしく、ご審議の程お願いをいたします。

(農地担当)

推進委員であります浅野委員お願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおり、問題はありません。

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、既に宅地の一部として利用していることから、始末書が提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、47番は許可されました。

#### 【受付番号48番】

(農地担当)

続きまして、48番、上原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

現状は、草刈りをされたような田であります。

東側が道路に面しておりまして、西側は工場が建っております。南は宅地で倉庫が建っております。北は田であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

譲り受け人と譲り渡し人の関係ですが、身内になるようですが、近い関係ではないようです。元々同じ所へ住んでいたような方であります。

この申請地は、6年ほど前に相続をされて、現在の所有者へなっております。相続当時から農業ができないということで、他人へ貸していたうちの一部ということでありました。このことについては、譲り渡し人の母親から話を聞いております。農地としては、北側にだけに田があるということで、この田についても北側に用水がありまして、その用水から取水と排水を行うということなので、今回の申請地が宅地化されたとしても、特に影響はないということであります。

申請地についてのことでありますけれど、住宅建築の予定になっておりますが、この排水につきましては、雨水は雨水桝を設けて東側水路へ排水予定、生活雑排水についても浄化槽を経由して東側用水路へ抜くということで問題はなかろうかと思っております。土砂の流出等ではあります、周囲へは、

コンクリート擁壁を設置する予定になっておりまして、特に問題ないかと思えます。日照ですが、申請によると8メートル程度、2階建の建物が建てられるということですが、北側の境界から1メートル程度、南に寄せて建築するということですが、北側農地については、ほぼ影響がないと考えております。それ以外については、特にないと思えます。

この件につきましては、小西推進委員と一緒に現地調査をしております。

以上であります。

(農地担当)

小西推進委員お願いをいたします。

(小西委員)

8番委員報告のとおりです。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、48番は許可されました。

【受付番号49番】

(農地担当)

続きまして、49番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

現況は、草刈りがされていない状況の田でありました。

東側が宅地、西側が田、南側が市道、北側が田というような状況であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

当該農地であります。現況は、現地調査の報告のとおりで、東が宅地、北、西が水田、南側が市道となっております。申請地は、作付けがされていない状況でありました。申請地は●●●●●から●●●●●を挟んで、北へ上がる道の周辺へ住宅地があります。このすぐ北になります。この辺りは、昨今、住宅が増えてきていて市街化が進んでいるエリアであります。

今回の申請についてであります。西と北に水田がありまして、北側の水田に関しましては、今回の申請によって閉ざされるようになりますが、実際はその西にある農地と同一人であることから、問題はないと考えております。雨水、排水等は下水へ排水するという事で問題ないと考えております。造成に伴う土砂等の流出につきましては、土留、擁壁等により問題ないと考えます。

以上でありますので、よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、49番は許可されました。

【受付番号50番】

(農地担当)

続きまして、50番、総社の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は、耕作がされていない草刈りがされていない田の状況です。

東側が申請地に続く田で、西側が宅地、南側は田、北側が水路とその北側に道路となっております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

当該案件であります、申請地は東の●●●●●●の南になります。一度、別件で申請があったと思います。

隣接地におきましては、北が水路及び道、西が宅地、東と南が水田であります。この東、南の水田は、申請人の関係者の自作地であります。現況は、作付けされていない状況であります。

農地転用することにより、周辺農地への影響はないものと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

(11番委員)

この案件、確認をしたような記憶があるのですが。

(農地担当)

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

11番委員からのおり、この案件は、今年の8月の総会で審議をさせていただいております。その時は、使用貸借権の設定ということでの申請でありましたが、今回、所有権移転に変えたいということで、再度、申請があったものです。

それ以外のことについて変更はありません。

以上であります。

(農地担当)

以前、同じ形で申請のあったもので、内容にも問題がなかったものであります。

事務局からの説明のとおり、使用貸借から所有権移転へ変わったものであります。

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、50番は許可されました。

以上で、議案第46号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第47号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】**

(農地担当)

次に議案第47号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について議題とします。

事務局からお願いいたします。

(主査)

**【議案第47号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**



【受付番号4番】

(農地担当)

今回、申請のあった用途廃止申請ですが、下原地区でありますので、8番委員と小西推進委員へ現地の確認をしていただいております。

8番委員お願いをいたします。

(8番委員)

現在は、申請者の敷地内に完全に入っております、なぜ、そのようになったかということですが、先日の5日に調査をいたしました。申請人の職員の方から話を伺いましたところ、元々、申請地を境に北側に施設があったようであります。申請人の所有していた土地が土手下、東側になります、その部分と施設を拡張するために南側に施設を増設する際に、民地と交換したようなのですが、それが約30年前と聞きました。その時に、施設の南側にあった道路部分が、原因は分かりませんが、結果としてその部分を含んで使用していたようであります。この道路がなくなったとしても、30年前からですけれども、東西に道路が走っていますので、その南にある農地等へ出入りするの何ら影響はありません。ここで改めて用途廃止をするということになっておりますので、周辺の営農上に支障はないと考えております。

以上であります。

(農地担当)

小西推進委員、お願いをいたします。

(小西委員)

8番委員の報告のとおりで、何ら営農上問題ないと考えております。

よろしくをお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、用途廃止しても周辺農地への営農上問題ないとして回答してもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

農業委員会として、営農上支障はないということで回答します。

以上で、議案第47号の審議は終了いたしました。

次に、報告事項に入ります。

**【報告第39号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

報告第39号，農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について，事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第39号 報告書について朗読】**

**【報告第40号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に，報告第40号，農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第40号 報告書について朗読】**

**【報告第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に，報告第41号，農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第41号 報告書について朗読】**

**【報告事項】**

(農地担当)

24ページ以降は，その他報告事項となっていますのでお目通しください。

議案第48号については、農政担当の高谷委員と交代をいたします。

### 【議案第48号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について】

(農政担当)

それでは、議案第48号、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について審議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(主任)

この度、農林課から総社市就業奨励金の交付に伴う意見について求められていることについて、説明をいたします。

お手元にお配りいたしております総社市就業奨励金交付要綱の趣旨ですが、優秀な青年農林漁業者の確保と育成を図るためということで、奨励金を交付することになっております。

対象要件ですが、第2条で市内に住居を有し、農林漁業に従事する者で将来にわたり専業として農林漁業経営を続けていく意思があること。年齢が15歳以上39歳以下であることとなっております。交付する金額であります。交付額が5万円となっております。

交付に際しましては、農業委員会、農協、県民局の意見を聴き交付決定することになっております。よって、今回、農林課から農業委員会へ意見を求められたものであります。

今回、対象者の農業経営に対する意欲、地域の農業振興上の必要性について、適否についての意見を求めております。

提出資料といたしましては、対象者の経営計画書を提出していただいておりますので、詳細については、経営計画書をご覧ください。

以上であります。

(農政担当)

ただ今、事務局から説明がありました。対象者の3名について、それぞれ審議したいと思います。最初に●●●●君について審議をいたします。

この方は、現在、●●に住んでいるのですが、ほ場につきましては、宿地内にあります。

この地区の担当委員は私ですので、●●●●君の経営状況について報告をいたします。

(14番委員)

●●●●君は、平成30年6月1日から農業へ従事しております。その前の2年間は、研修期間として研修を受けています。当初計画につきましては、規模は●●アール、5年後には●●●アールという経営計画をもってスタートしております。現状では、●●●アールを超える面積での作付けを行っております。

今年から、私たちの組合では、役員と役員を補助する●●●の運営委員というのがあります。この運営委員をやっておられるようであります。一生懸命に作業をやって、出荷も順調に伸ばしており、今後も地元で頑張ってもらいたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

以上であります。

(農政担当)

先ほどの説明に対しまして、何かご質問等ありましたら、願いをいたします。

(委員)

なし。

(農政担当)

お諮りいたします。

総社市就業奨励金交付要綱第5条による総社市農業委員会の意見として、●●君は適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員)

意義なし。

(農政担当)

農業委員会の回答として、適当であると回答いたします。

次に、●●●●君について審議をいたします。

この方の住所は●●で、ほ場は門田地区にあります。

この地区の委員であります3番委員から、●●君についての経営状況について報告をお願いいたします。

(3番委員)

●●●●さんは、今年の1月に就農となります。私の生産組合に所属しております。今年、初出荷をこの夏にしました。夫婦で共同経営をしまして、資料にもあります●●●●さんと共同で、2年か3年前に入りまして、2人ともこの1月から就農されています。現在、若木であります、●●アール程度を作っていて、今年の実績、就農1年目で、本年は●●●●、販売額で●●●●ありました。それに伴って、就業5年目の数字を上方修正し、数量的に●●●●、販売額で●●●●を予定しています。また、規模的には●●●アール、現在、整備中、今年度中には整備終了の予定の農地が含まれまして、来年度には●●●アールでの栽培予定であります。

本人とその夫は県外で●●●をしておりました。その関係で電気機械系統には詳しく、実際の農作業での機械設備、電気設備などは自分で修理をしています。また、産地での電気引き込みまで請け負えるようなかたちになっており、地域に溶け込んで作業を行っています。

一番下にあります将来の構想につきまして、将来は経営継承も考えて法人化した後に、この畑が代々引き継がれるような形になりたいと話をしていました。地域の今後の核となっていく者と考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

(農政担当)

ありがとうございました。

それでは、3番委員の説明に対しまして、何か質問等はありませんか。

(2番委員)

奥さんが行っているのですが、夫と一緒にしてこの規模になるのですか。

(3番委員)

共同経営です。

(2番委員)

分かりました。

(農政担当)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農政担当)

お諮りいたします。

総社市就業奨励金交付要綱第5条による総社市農業委員会の意見として、●●君は適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員)

意義なし。

(農政担当)

ありがとうございました。

意義なしということで、●●●●君については、農業委員会の意見として適当であると回答いたします。

次に、●●●●君について審議をいたします。

この方の住所は、●●●●●で、ほ場は下原地区にあります。

この地区の委員であります小西推進委員から、●●君についての経営状況について報告をお願いいたします。

(小西委員)

●●さんについて、説明をさせていただきます。

●●さんにつきましては、土地を探されているということで、下原へ来られまして、あちらこちらを探されたようですけれども、現在の所は、●●●と●●●の間にある遊水地であります。とても水は入りやすい。昨年の災害で、かなりの被害を受けられたようです。作業小屋等があったのですが流されまして、新たに作業小屋、ハウスを建てられまして頑張っておられます。

水害後も頑張られて、野菜の苗、タマネギの苗などを作っておられます。規模も段々と大ききさ

れて、土地もかなりあります。現在、土地は無償で借りているようです。これから、耕地を広げるようです。経営は、奥さんと行っています。労力は下原地内から臨時の人でやっておられるようです。

以上であります。

よろしく願いをいたします。

(農政担当)

ありがとうございました。

小西推進委員の説明につきまして、何か質問等はありませんか。

(林齊委員)

先般、タマネギを買いに●●●●●に、その娘さんが、遊水地で農地を借りてという話を聞きました。今の話では、●●さんが遊水地を無償でという話がありましたが、●●●●●ではなく、どちらが正しいのかなと思ったものですから。

(小西委員)

●●●●●は、北側にやられています。

●●さんは、元々は●●●●●へ勤められていたようです。場所を選ぶ際に下原地内が良い。砂地でありますので、苗が抜きやすい。選定されたのではなかろうかと思えます。

(林齊委員)

ありがとうございました。

(農政担当)

他にありませんか。

(2番委員)

●●●●●は、倉敷ですか。

(林齊委員)

倉敷の●●●●●です。

(2番委員)

分かりました。

(農政担当)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農政担当)

ないようですので、お諮りいたします。

総社市就業奨励金交付要綱第5条による総社市農業委員会の意見として、●●君は適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員)

意義なし。

(農政担当)

ありがとうございました。

意義なしということで、●●●●君については、農業委員会の意見として適当であると回答いたします。

以上であります。

ありがとうございました。

(農地担当)

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することいたします。本日の許可件数は、第3条関係が15件、第5条関係が5件でありました。また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、周辺の営農に支障はないといたしました。次に、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について、適当であると回答することに決しました。

ここで、先月の総会で審議しました営農型太陽光発電ですが、総会で不許可といたしました案件ではありますが、岡山県農業会議へ諮問をした結果を事務局から報告をいたします。

(主査)

営農型太陽光発電の件であります。岡山県農業会議へ諮問をしておりましたが、10月28日付けで、不許可が相当である意見をいただきました。よって、同日付で、申請人へ対し不許可書を交付しております。

以上、報告をさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

3時55分まで休憩といたします。

**【午後3時48分から午後3時55分まで休憩】**

**【日程第4 その他】**

(会長)

休憩前に続き、会議を開きます。

日程第4のその他に入ります。

委員の方々から、報告等ありませんか。

(3番委員)

**【秦地内における農地の管理について】**

(委員)

なし。

(会長)

それでは、次に、事務局から審査基準について審議していただきたいことがあります。

事務局から説明をお願いいたします。

**【農地転用許可に係る審査基準の制定について】**

**【支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可基準の制定について】**

(次長)

事務局から説明をさせていただきます。

お手元に資料を配布いたしております。

8月の総会で、「農地転用許可に係る審査基準」と「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可基準」を制定するにあたり、行政手続法に基づく手続についての説明をさせていただいておりました。

その結果等について報告をさせていただきます。

「農地転用許可に係る審査基準」と「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可基準」を定めるにあたり、行政手続法に基づく意見の募集を令和元年8月30日から9月30日まで募集いたしました。結果、意見等はありませんでした。よって、両基準とも当初の案のとおり定めようとするものであります。

この後の手続きといたしまして、募集の結果、定めようとする基準等を行政手続法第43条の規定により告示しなければなりません。

なお、基準を定める日を令和元年12月1日とし、基準の適用を12月21日以降に申請のあったものから、すなわち2月総会から審議する案件にその基準を適用しようとするものであります。また、従前の基準は適用と同時に廃止するものです。

以上であります。

(会長)

事務局からの説明につきまして、何か質問はありませんか。

(委員)

なし。



(会長)

市民からの意見はなかったということですか。

(次長)

ありませんでした。

(会長)

分かりました。

それでは、お諮りいたします。

事務局の説明のとおり、基準を定めるということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしということで、基準を定めることに決定いたしました。

次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

#### 【事務連絡】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【農業委員会委員の視察について】

(会長)

それでは、閉会にあたりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦勞様でした。

稲刈りもほぼ終わったのではなかろうかと思えます。

農作業も一区切り付いたのではなかろうかと思えます。

日中、過ごすには一番いい時期になっていますが、朝晩は冷えるようになっています。

何かと農作業はあろうかと思えますが、お体には十分気を付けて作業に励んでいただきたいと思います。

本日は、ご苦勞様でした。

**閉会 午後4時5分**